



死亡労働災害 27年ぶりの多発、3月末現在 12人 (前年同期3人)

5月から7月 死亡労働災害防止強化期間



岩手県内で死亡労働災害が爆発的に多発しています。2月末現在での死亡者数が前年1人であったのに対して今年は10人、さらに3月末現在でも前年3人であったのに対し今年12人となっています。ここ10年間の3月末現在での状況としては3人~8人での推移であり、更にさかのぼると13人の発生は1987年(昭和62年)以来27年ぶりとなっています。

この非常事態に鑑み、岩手労働局では、労働災害防止団体・経済団体・労組などの14機関を招集し、岩手では初の「死亡労災防止推進会議」が開かれました。この会議は各新聞にも掲載され、NHKでも放送されました。

この会議の結果、5月から7月を「死亡労働災害防止強化期間」に設定されることになりました。詳細は別途資料参照

ちなみに、発生する事業場の規模別では「労働者10人未満の事業場：58%」「労働者10人以上50人未満：25%」「労働者50人以上の事業場：17%」と、比較的大きな事業場でも発生しますが、小規模な事業場が特に多く発生しています。



「非常事態」「強化月間」「運動」「緊急要請」などの際に求められること

「運動」「非常事態宣言」などはこれまでも幾度となくあったことです。一関監督署管内の地域では毎年「運動」があります(最近の結果が現れていません)。

このような時、災害防止強化らしいことを十分にできているでしょうか？

平成以降、一関監督署管内では死亡災害が1人~5人で横ばい推移し、一向にゼロになりません。(ゼロは平成9年の1ケ年のみ)

多くの事業場・団体にみられる“悪い例”ですが、「これまでも安全管理に取り組んでいたから運動期間中も引き続き実施する」「資料を配る」「朝礼で周知する」などのさほど“強化”になっていない軽い受け止めがよく見られます。

このような非常事態時には、これまでの管理では結果が伴っていない(労災が多発)ため、管理手法を変えたり、管理活動の内容を強化させてほしい という意味です。

「非常事態」等の言葉に慣れていませんか、緊張感を持つべき時に持っていますか？

今回の強化期間は、各職場、各人、あるいは各団体はどのように受け止めてこの運動を展開されますでしょうか？よろしくお願いします。

強化の例

- 5月から7月に、今まで取り組んでいなかった「勉強会」「パトロール」「リスクアセスメント」などに取り組む。
- 今まで月1回の頻度で取り組んでいたものを、5月から7月は週1回にする。また、年1回の頻度のものは5月から7月は毎月1回計3回取り組む。
- 5月から7月は、安全管理担当者(委員など)を増員する。
- 5月から7月は、安全管理者や安全推進者による毎日の安全巡視時間を長くする。
- 指差呼称を行なう。
- これまでの定例的な取り組み(パトロール、委員会など)について、手法の適否を話し合い、見直しを行なう。

類似するさまざまな運動が展開され、困惑する人も多いと思われるので、考え方を整理しましょう。

主唱者	運動名
厚生労働省、中央労働災害防止協会	全国安全週間 全国労働衛生週間
岩手労働局・岩手労働災害防止団体連絡協議会	いわて年末年始無災害運動
一関労働基準監督署	夏季死亡災害ゼロ101日運動 冬季死亡災害ゼロ100日運動
中央労働災害防止協会	年末年始無災害運動
他、各労働災害防止団体	各運動

考え方 「地場」あるいは「自社業種」の運動がある場合には、そちらの運動を優先していただいて良いと思われれます。

考え方 また、「定例的」な運動よりも、「緊急的」な運動や要請があればそちらを優先していただく必要があります。

よって、今般は、他の運動よりも、緊急的な運動である「死亡労働災害防止強化期間」を最優先で取り組みましょう。

「労災かくし」は犯罪です

労働災害が発生した際には、事業者は、遅滞なく、労働基準監督署に所定用紙により報告する義務があります。

報告がされない場合、虚偽報告をした場合(これらを「労災かくし」といいます)には労働安全衛生法違反で書類送検されることになります。



事故報告も必要です

労働安全衛生規則第96条では、「火災又は爆発の事故」「ワイヤーロープの切断に係る事故」「移動式クレーンの転倒」などの際には、遅滞なく、所定様式により、労働基準監督署長に報告しなければならないことになっています。

死亡災害



今年3月中旬、ビニールハウスにビニールシートを貼り付ける作業において、高さ3mのアルミ脚立（一般的に園芸用で使用されているもの）から墜落し、脳挫傷により死亡しました。

災害の原因として、脚立の脚部に滑り止めが無いものをコンクリート上で使用していたこと、脚立を固定していなかったこと（転移防止措置未実施）、高さ2m以上に上がって作業していたと思われること、ヘルメットをかぶっていなかったことなどがありました。

【コメント】 この災害と全く同じタイプのアルミ脚立による死亡災害が昨年8月に一関監督管内で発生したばかりでした。この時も、この広報誌等により、死亡災害が発生したこと、災害防止策の例示等をして災害防止の水平展開のお願いをしておりましたので、このような結果になるのは残念でなりません。
この災害に限らず、労働災害の情報を知ることが多々あるはずですが、それをどの程度受け止めて自社・自身の災害防止に活かせるかが大事です。

(その他) 最近のトピックス

関係リーフレット等は厚生労働省のホームページ等からダウンロードできます

「治療を受けながら安心して働ける職場づくりのために」パンフレット（平成26年3月）
傷病を抱える労働者の中には、働く意欲や能力があっても、通院をはじめとする治療と仕事の両立を可能にする体制が職場において不十分であるために、就労の継続や復職が困難になる場合も少なくありません。本パンフレットは、「治療と仕事の両立」の支援を行なう際の留意事項や取り組みのヒントを、事例を交えて紹介しているものです。

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について
平成26年3月28日基発0328第6号

内容 安全管理者又は安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置の義務付けがない業種（第3次産業など）についても、安全の担当者（安全推進者）を選任することを求めるもの。

足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて 平成26年3月10日基安
安発0310第3号

石綿障害予防規則が平成26年6月1日から一部改正となります。詳しくはパンフレットを確認してください。

発がんのおそれがある有機溶剤（10物質）を取り扱う際には、「作業記録の作成（30年保存）」、「有機健康診断・作業環境測定結果記録の保存期間の延長（3年や5年・30年）」が必要となります。

新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関するQ & Aについて 平成26年3月17日基安化発0317第1号

ウレタン防水塗膜材については、主剤にトリレンジイソシアネート（TDI）、硬化剤に3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン（MBOCA）などの特定化学物質を重量の1%を超えて含有するものが主流となっており、その混合等作業については特定化学物質障害予防規則の適用があります。

今般、一般社団法人建築防水安全品質協議会が自主的な取組としてウレタン塗膜防水工事における法適用を踏まえたマニュアルを作成したところです。（平成26年3月）

産業保健活動総合支援事業が平成26年4月からスタートします。
これまでの「産業保健推進センター」「メンタルヘルス対策支援センター」「地域産業保健センター」の3事業が一元的な体制になりました。なお、「産業保健総合支援センター」（事業者・産業保健スタッフなどを支援）は都道府県ごとに設置、地域窓口（主に労働者数50人未満の事業場を支援）がおおむね監督署管轄区域に設置となっています。



「定期健康診断の有所見率改善のための好事例」を引き続き募集しています。

作成者：一関労働基準監督署（平成26年4月末作成）